【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二条　この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

三の二　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

四　社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第百六十六条第六項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

五の三　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券

七の二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券又は外国投資証券

七の三　　貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの

十の二　前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証書に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

十の三　前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

②　前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一　銀行、信託会社その他政令で定める　者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二　外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

③　この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一　多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二　前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

④　この法律において「有価証券の売出し」とは売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものをいう。

⑤　この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

⑥　この法律において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

⑦　この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第五項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この項において同じ。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（有価証券の売買にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

二　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ　外国有価証券市場（取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引

三の二　有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引（以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。）

四　有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うことをいう。）

五　有価証券の売出し

六　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱

七　有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ　証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ロ　第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う第六十七条第一項に規定する証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ　顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

⑨　この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業その他の内閣府令で定める事項に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において「証券取引所」とは、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的として第五章の規定に基づいて設立された者をいう。

⑫　この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券の売買等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬　この法律において「有価証券先物取引」とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑭　この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他内閣府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他内閣府令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

⑮　この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利　を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

⑯　この法律において「外国市場証券先物取引」とは、外国有価証券市場において行われる取引であって、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

⑰　この法律において「有価証券先渡取引」とは、売買の当事者が取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑱　この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者があらかじめ有価証券店頭指数（二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数をいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「店頭約定指数」という。）若しくは有価証券の価格として約定する数値（以下「店頭約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券店頭指数の数値（以下「店頭現実指数」という。）若しくは現実の当該有価証券の価格の数値（以下「店頭現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

⑲　この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、次に掲げる取引又はこれらに類似する取引をいう。

一　取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ　有価証券の売買

ロ　有価証券店頭指数等先渡取引

ハ　有価証券店頭指数等スワップ取引

二　取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券店頭指数又は有価証券の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該有価証券店頭指数又は当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

⑳　この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

　この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（改正前）

第二条　この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

三の二　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

四　社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第百六十六条第六項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

五の三　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券

七の二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券又は外国投資証券

七の三　　貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十の二　前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証書に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

十の三　前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

②　前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び大蔵省令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一　銀行、信託会社その他政令で定める　者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二　外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

③　この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一　多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二　前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

④　この法律において「有価証券の売出し」とは売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものをいう。

⑤　この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（大蔵省令で定める有価証券については、大蔵省令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに大蔵省令で定める者が大蔵省令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

⑥　この法律において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

⑦　この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第五項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この項において同じ。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（有価証券の売買にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

二　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ　外国有価証券市場（取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引

三の二　有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引（以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。）

四　有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うことをいう。）

五　有価証券の売出し

六　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱

七　有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ　証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ロ　第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う第六十七条第一項に規定する証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ　顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める方法

⑨　この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により金融再生委員会の登録を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業その他の大蔵省令で定める事項に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において「証券取引所」とは、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的として第五章の規定に基づいて設立された者をいう。

⑫　この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券の売買等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬　この法律において「有価証券先物取引」とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑭　この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

⑮　この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利　を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

⑯　この法律において「外国市場証券先物取引」とは、外国有価証券市場において行われる取引であって、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

⑰　この法律において「有価証券先渡取引」とは、売買の当事者が取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑱　この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者があらかじめ有価証券店頭指数（二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数をいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「店頭約定指数」という。）若しくは有価証券の価格として約定する数値（以下「店頭約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券店頭指数の数値（以下「店頭現実指数」という。）若しくは現実の当該有価証券の価格の数値（以下「店頭現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

⑲　この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、次に掲げる取引又はこれらに類似する取引をいう。

一　取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ　有価証券の売買

ロ　有価証券店頭指数等先渡取引

ハ　有価証券店頭指数等スワップ取引

二　取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券店頭指数又は有価証券の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該有価証券店頭指数又は当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

⑳　この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

　この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の三の規定により金融再生委員会の免許を受けた者をいう。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

⑨　この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により金融再生委員会の登録を受けた株式会社をいう。

　この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の三の規定により金融再生委員会の免許を受けた者をいう。

（改正前）

⑨　この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

　この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二条　この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

三の二　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

四　社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第百六十六条第六項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

五の三　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券

七の二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券又は外国投資証券

七の三　　貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十の二　前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証書に係る第十五項又は第十九項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

十の三　前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

②　前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び大蔵省令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一　銀行、信託会社その他政令で定める　者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二　外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

③　この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一　多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二　前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

④　この法律において「有価証券の売出し」とは売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものをいう。

⑤　この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（大蔵省令で定める有価証券については、大蔵省令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに大蔵省令で定める者が大蔵省令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

⑥　この法律において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

⑦　この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第五項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この項において同じ。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（有価証券の売買にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

二　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ　外国有価証券市場（取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引

三の二　有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引（以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。）

四　有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うことをいう。）

五　有価証券の売出し

六　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱

七　有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ　証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ロ　第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う第六十七条第一項に規定する証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ　顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める方法

⑨　この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業その他の大蔵省令で定める事項に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において「証券取引所」とは、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的として第五章の規定に基づいて設立された者をいう。

⑫　この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券の売買等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬　この法律において「有価証券先物取引」とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑭　この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

⑮　この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利　を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

⑯　この法律において「外国市場証券先物取引」とは、外国有価証券市場において行われる取引であって、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

⑰　この法律において「有価証券先渡取引」とは、売買の当事者が取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑱　この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者があらかじめ有価証券店頭指数（二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数をいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「店頭約定指数」という。）若しくは有価証券の価格として約定する数値（以下「店頭約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券店頭指数の数値（以下「店頭現実指数」という。）若しくは現実の当該有価証券の価格の数値（以下「店頭現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

⑲　この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、次に掲げる取引又はこれらに類似する取引をいう。

一　取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ　有価証券の売買

ロ　有価証券店頭指数等先渡取引

ハ　有価証券店頭指数等スワップ取引

二　取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券店頭指数又は有価証券の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該有価証券店頭指数又は当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

⑳　この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

　この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

三の二　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

四　社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号及び第五号の三に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第百六十六条第五項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

五の三　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

（七、七の二　新設）

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

（十の二、十の三　新設）

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

②　前項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は主として住宅（住宅の用に供する土地及び土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二　外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

③　この法律において有価証券の募集とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる場合に該当するものをいう。

一　多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二　前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

④　この法律において有価証券の売出しとは売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものをいう。

⑤　この法律において、発行者とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに大蔵省令で定める者が大蔵省令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

⑥　この法律において引受人とは、有価証券の発行に際し、これを売り出す目的を以て当該有価証券の発行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有価証券を取得する者がない場合にその残部を取得する契約をする者又は発行者のために当該有価証券の募集若しくは売出の取扱をする者その他直接又は間接に有価証券の募集又は売出を分担する者で、通常有価証券の売捌人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第四項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

二　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ　外国有価証券市場（有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引

（三の二　新設）

四　有価証券の引受け

五　有価証券の売出し

六　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないもの（以下「私募」という。）の取扱

（七　新設）

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業その他の大蔵省令で定める事項に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買取引等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

⑫　この法律において有価証券市場とは、有価証券の売買取引等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬　この法律において有価証券先物取引とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑭　この法律において有価証券指数等先物取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

⑮　この法律において有価証券オプション取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一　有価証券の売買取引

二　有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

⑯　この法律において外国市場証券先物取引とは、外国有価証券市場において行われる取引であって、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

（⑰～⑳　新設）

⑰　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

【平成10年6月15日 法律第106号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

三の二　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

四　社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号及び第五号の三に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第百六十六条第五項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

五の三　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

（三の二　新設）

四　社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

（五の三　新設）

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑰　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（改正前）

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑰　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号に掲げるものを除く。）

五の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証書

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

（五の二　新設）

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、次に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　　社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

九　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

（九　削除）

十　外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの

十一　前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

②　前項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は主として住宅（住宅の用に供する土地及び土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二　外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

③　この法律において有価証券の募集とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる場合に該当するものをいう。

一　多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二　前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

④　この法律において有価証券の売出しとは売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものをいう。

⑤　この法律において、発行者とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに大蔵省令で定める者が大蔵省令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

⑥　この法律において引受人とは、有価証券の発行に際し、これを売り出す目的を以て当該有価証券の発行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有価証券を取得する者がない場合にその残部を取得する契約をする者又は発行者のために当該有価証券の募集若しくは売出の取扱をする者その他直接又は間接に有価証券の募集又は売出を分担する者で、通常有価証券の売捌人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第四項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

二　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ　外国有価証券市場（有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引

四　有価証券の引受け

五　有価証券の売出し

六　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないもの（以下「私募」という。）の取扱い

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業その他の大蔵省令で定める事項に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買取引等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

⑫　この法律において有価証券市場とは、有価証券の売買取引等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬　この法律において有価証券先物取引とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑭　この法律において有価証券指数等先物取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

⑮　この法律において有価証券オプション取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一　有価証券の売買取引

二　有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

⑯　この法律において外国市場証券先物取引とは、外国有価証券市場において行われる取引であって、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

⑰　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株の引受権を表示する証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

（八　新設）

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

（十、十一　新設）

②　前項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなす。

（各号　新設）

③　この法律において有価証券の募集とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、あらたに発行される有価証券の取得の申込を勧誘することをいう。

（各号　新設）

④　この法律において有価証券の売出とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

⑤　この法律において発行者とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者をいう。

⑥　この法律において引受人とは、有価証券の発行に際し、これを売り出す目的を以て当該有価証券の発行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有価証券を取得する者がない場合にその残部を取得する契約をする者又は発行者のために当該有価証券の募集若しくは売出の取扱をする者その他直接又は間接に有価証券の募集又は売出を分担する者で、通常有価証券の売捌人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第四項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為の一を行う営業をいう。

一　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

二　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ　外国有価証券市場（有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引

四　有価証券の引受け

五　有価証券の売出し

六　有価証券の募集又は売出しの取扱い

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集又は売出のために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買取引等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

⑫　この法律において有価証券市場とは、有価証券の売買取引等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬　この法律において有価証券先物取引とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑭　この法律において有価証券指数等先物取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

⑮　この法律において有価証券オプション取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一　有価証券の売買取引

二　有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

⑯　この法律において外国市場証券先物取引とは、外国有価証券市場において行われる取引であって、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

⑰　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株の引受権を表示する証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

②　前項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなす。

③　この法律において有価証券の募集とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、あらたに発行される有価証券の取得の申込を勧誘することをいう。

④　この法律において有価証券の売出とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

⑤　この法律において発行者とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者をいう。

⑥　この法律において引受人とは、有価証券の発行に際し、これを売り出す目的を以て当該有価証券の発行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有価証券を取得する者がない場合にその残部を取得する契約をする者又は発行者のために当該有価証券の募集若しくは売出の取扱をする者その他直接又は間接に有価証券の募集又は売出を分担する者で、通常有価証券の売捌人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第四項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為の一を行う営業をいう。

一　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

二　有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ　外国有価証券市場（有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引

四　有価証券の引受け

五　有価証券の売出し

六　有価証券の募集又は売出しの取扱い

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集又は売出のために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買取引等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

⑫　この法律において有価証券市場とは、有価証券の売買取引等のために証券取引所の開設する市場をいう。

⑬　この法律において有価証券先物取引とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

⑭　この法律において有価証券指数等先物取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

⑮　この法律において有価証券オプション取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一　有価証券の売買取引

二　有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

⑯　この法律において外国市場証券先物取引とは、外国有価証券市場において行われる取引であって、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

⑰　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株の引受権を表示する証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

②　前項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなす。

③　この法律において有価証券の募集とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、あらたに発行される有価証券の取得の申込を勧誘することをいう。

④　この法律において有価証券の売出とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

⑤　この法律において発行者とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者をいう。

⑥　この法律において引受人とは、有価証券の発行に際し、これを売り出す目的を以て当該有価証券の発行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有価証券を取得する者がない場合にその残部を取得する契約をする者又は発行者のために当該有価証券の募集若しくは売出の取扱をする者その他直接又は間接に有価証券の募集又は売出を分担する者で、通常有価証券の売捌人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第二項の規定によりこれに添附する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす営業をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券の売買の媒介、取次又は代理

三　有価証券市場（これに類する有価証券の市場で外国に所在するものを含む。第二十八条第二項及び第六十二条第一項において同じ。）における売買取引の委託の媒介、取次又は代理

四　有価証券の引受

五　有価証券の売出

六　有価証券の募集又は売出の取扱

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた株式会社をいう。

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集又は売出のために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基いて設立された者をいう。

⑫　この法律において有価証券市場とは、有価証券の売買取引のために証券取引所の開設する市場をいう。

（⑬～⑯　新設）

⑬　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株の引受権を表示する証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券又は新株の引受権を表示する証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす営業をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券の売買の媒介、取次又は代理

三　有価証券市場（これに類する有価証券の市場で外国に所在するものを含む。第二十八条第二項及び第六十二条第一項において同じ。）における売買取引の委託の媒介、取次又は代理

四　有価証券の引受

五　有価証券の売出

六　有価証券の募集又は売出の取扱

（改正前）

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす営業をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券の売買の媒介、取次又は代理

三　有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理

四　有価証券の引受

五　有価証券の売出

六　有価証券の募集又は売出の取扱

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

⑨　この法律において証券会社とは、第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた株式会社をいう。

（改正前）

⑨　この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた株式会社をいう。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

⑬　この法律において証券金融会社とは、第百五十六条の三の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

（改正前）

（新設）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券又は新株の引受権を表示する証書

七　証券投資信託又は貸付信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第二項の規定によりこれに添附する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑨　この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた株式会社をいう。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基いて設立された者をいう。

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券又は新株の引受権を表示する証書

七　投資信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第三項の規定によりこれに添附する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑨　この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた者をいう。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引を行うために必要な市場を開設することを目的とする者をいう。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券又は新株の引受権を表示する証書

七　投資信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他政令で定める証券又は証書

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす営業をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券の売買の媒介、取次又は代理

三　有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理

四　有価証券の引受

五　有価証券の売出

六　有価証券の募集又は売出の取扱

（改正前）

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券又は新株の引受権を表示する証書

七　投資信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める証券又は証書

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす営業をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券の売買の媒介、取次又は代理

三　有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理

四　有価証券の引受

五　有価証券の売出

六　有価証券の募集又は売出の取扱

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集又は売出のために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。

（改正前）

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集又は売出のために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。但し、有価証券の銘柄、価格、数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称又は第十三条の規定による目論見書を提供する場所のみを表示するものは、目論見書でない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二条　この法律において有価証券とは、左に掲げるものをいう。

一　国債証券

二　地方債証券

三　特別の法律により法人の発行する債券

四　担保付又は無担保の社債券

五　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

六　株券又は新株の引受権を表示する証書

七　投資信託の受益証券

八　外国又は外国法人の発行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの

九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める証券又は証書

②　前項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなす。

③　この法律において有価証券の募集とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、あらたに発行される有価証券の取得の申込を勧誘することをいう。

④　この法律において有価証券の売出とは、不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

⑤　この法律において発行者とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者をいう。

⑥　この法律において引受人とは、有価証券の発行に際し、これを売り出す目的を以て当該有価証券の発行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有価証券を取得する者がない場合にその残部を取得する契約をする者又は発行者のために当該有価証券の募集若しくは売出の取扱をする者その他直接又は間接に有価証券の募集又は売出を分担する者で、通常有価証券の売捌人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものをいう。

⑦　この法律において有価証券届出書とは、第五条第一項の規定による届出書及び同条第三項の規定によりこれに添附する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

⑧　この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関以外の者が左に掲げる行為の一をなす営業をいう。

一　有価証券の売買

二　有価証券の売買の媒介、取次又は代理

三　有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理

四　有価証券の引受

五　有価証券の売出

六　有価証券の募集又は売出の取扱

⑨　この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた者をいう。

⑩　この法律において目論見書とは、有価証券の募集又は売出のために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書をいう。但し、有価証券の銘柄、価格、数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称又は第十三条の規定による目論見書を提供する場所のみを表示するものは、目論見書でない。

⑪　この法律において証券取引所とは、有価証券の売買取引を行うために必要な市場を開設することを目的とする者をいう。

⑫　この法律において有価証券市場とは、有価証券の売買取引のために証券取引所の開設する市場をいう。